

役員報酬の総額及び上限について

社会福祉法第45条の16第4項及び同法第45条の18第3項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条及び同法第105条により、次のとおり定めるものとする。

記

1. 理事の報酬

令和7年7月から令和8年6月までの報酬総額 360,000円

定例報酬を支払う理事の報酬上限額 月額 30,000円

定例報酬を支払う理事以外は無報酬とする。

2. 監事の報酬

監事の報酬は無報酬とする。